

○熊本県地域総合整備資金貸付要項
(平成2年5月18日告示第367号)

改正 平成3年5月29日告示第412号 平成6年6月15日告示第484号
平成12年4月7日告示第378号 平成12年10月13日告示第822号
平成13年11月21日告示第879号平成14年7月17日告示第572号
平成15年7月14日告示第763号 平成16年4月16日告示第416号
平成17年5月2日告示第555号 平成20年6月18日告示第585号
平成21年7月7日告示第648号 平成22年8月31日告示第846号
平成23年7月29日告示第750号 平成24年6月15日告示第791号

熊本県地域総合整備資金貸付要項を次のように定める。

熊本県地域総合整備資金貸付要項

(目的)

第1条 この要項は、県が金融機関等と共同して地域振興に資する民間事業活動等を支援することにより、活力と個性ある地域づくりの推進に寄与するため、財団法人地域総合整備財団(以下「財団」という。)の支援を得て民間事業者等に供給する無利子資金(以下「地域総合整備資金」という。)の貸付業務の実施に当たりその内容を定め、その業務の公正かつ円滑な運営に資することを目的とする。

(貸付対象費用)

第2条 貸付けの対象となる費用(以下「貸付対象費用」という。)は、次に掲げるものとする。

- (1) 設備の取得等に係る費用
- (2) 試験研究開発費等当該設備の取得等に伴い必要となる付随費用(人件費、賃借料、保険料、固定資産税、支払金利、リース料をいう。以下同じ。)

(貸付対象事業)

第3条 貸付けの対象となる事業は、県が策定した地域振興民間能力活用事業計画に位置づけられた民間事業者等による事業であって、次の各号のすべてに該当するものとする。

- (1) 公益性、事業採算性、低収益性等の観点から実施されるもの
- (2) 事業の営業開始に伴い、事業地域内において10人以上の新たな雇用の確保が見込まれるもの
- (3) 事業の貸付け対象費用の総額(用地取得費を除く。)が2,500万円以上のもの
- (4) 用地取得等契約後5年以内に事業の営業開始が行われるもの

2 前項に規定する事業のうち、次の各号に掲げる施設を整備する事業は原則として貸付けの対象から除外する。

- (1) 第三者に売却又は分譲することを予定する施設
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に定める風俗営業及び同条第5項に定める性風俗関連特殊営業の用に供される施設

(貸付対象者)

第4条 貸付けの対象となる民間事業者等は、法人格を有する団体とする。

(貸付額)

第5条 第3条に規定する貸付けの対象となる事業(以下「貸付対象事業」という。)1件当たりの貸付け額は、おおむね500万円以上とし、24億円を限度とする。ただし、貸付対象事業が年度を越えて実施される場合であって、当該貸付対象事業が複数の施設を一体的、複合的に整備するものである場合には、1件当たりの貸付額は36億円を限度とする。

2 貸付対象事業1件当たりの第2条各号に規定する費用に対する貸付額は、当該貸付対象事業の各号に規定する費用に係る借入れの総額(ただし、用地取得費を第2条第1号に規定する設備の取得等に係る費用の3分の1を限度として同号に規定する費用に算入する。)の20パーセントを限度とする。

3 貸付対象事業1件当たりの第2条第2号に規定する費用に対する貸付額は、当該対象事業1件当たりの貸付額の総額の20パーセント(貸付対象事業が、試験研究開発用資産の取得等に係る費用及び当該資産の取得等に伴い必要となる付随費用のみを貸付対象費用とする場合又はソフトウェア開発事業若しくは情報処理・情報サービス事業である場合にあっては、50パーセント)未満とする。

4 過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第2条第1項に規定する「過疎地域」(第6項に該当する場合を除く。)、同法第33条第1項の規定により過疎地域とみなされる区域のうち市町村の廃置分合又は境界変更があった日の前日において過疎地域であった区域及び同法同条第2項の規定により過疎地域とみなされる区域(以下「みなし過疎地域」という。)(第6項に該当する場合を除く。))において実施される貸付対象事業に係る第1項及び第2項の適用については、第1項中「24億円」とあるのは「30億円」と、「36億円」とあるのは「45億円」とし、第2項中「20パーセント」とあるのは「25パーセント」とする。

5 地域力創造対策実施要綱(平成21年3月31日付け総行政第116号総務事務次官通知)に基づき選定された「地域力創造推進地域」又は「地域再生計画認定地域」(内閣府所管の地域再生支援利子補給金の支援措置を活用するために地域再生法(平成17年4月1日法律第24号)に基づき地域再生計画の申請をし、認定を受けた計画に係る地域をいう。)(第6項に該当する場合を除く。))において実施される貸付対象事業に係る第1項の適用については、当分の間、同項中「24億円」とあるのは「30億円」と、「36億円」とあるのは「45億円」とする(当該事業が第4項に規定する「過疎地域」又は「みなし過疎地域」において実施される場合にあっては、当分の間、第1項中「24億円」とあるのは「37.5億円」と、「36億円」とあるのは「56億円」とする。)

6 定住自立圏構想推進要綱(平成20年12月26日付け総行応第39号総務事務次官通知)に基づき、定住自立圏形成協定の締結等を行い、定住自立圏共生ビジョンを策定した宣言中心市及びその周辺市町村において、当該協定又はビジョンに基づく取組に関連して実施される貸付対象事業に係る第1項及び第2項の適用については、第1項中「24億円」とあるのは「37.5億円」と、「36億円」とあるのは「56億円」とし、第2項中「20パーセント」とあるのは「25パーセント」とする。

7 1件当たりの貸付額は、100万円未満の端数をつけないものとする。

(貸付利率)

第6条 貸付利率は、無利子とする。

(貸付対象期間)

第7条 貸付対象期間は、4年以内とする。

(償還期間等)

第8条 貸付金の償還期間は、15年(5年以内の据置期間を含む。)以内とする。

(償還方法等)

第9条 貸付金の償還方法は、元金均等半年賦償還の方法によるものとする。この場合において、半年ごとの償還額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数は合計して最終償還期日に償還するものとする。

(債権の保全等)

第10条 県は、貸付に係る債権の保全及び回収の確保を図るため、民間金融機関等確実な保証人の連帯保証を徴するものとする。

(貸付けの方法)

第11条 貸付けは、証書貸付けの方法によるものとする。

(遅延利息)

第12条 借入人が貸付金の償還を怠ったときは、当該償還期日の翌日から支払日までの日数に応じ、当該償還金額につき年14パーセントの割合を乗じた金額の遅延利息を徴収するものとする。

(繰上償還)

第13条 県は、次の各号の一に該当するときは、当該借入人に対し、償還期日前に貸付金の全部又は一部の償還を請求することができる。

(1) 借入人が県が定めた地域振興民間能力活用事業計画又は法令に反したとき。

(2) 借入人が貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき。

(3) 借入人が貸付対象事業により取得した物件を他に譲渡等を行うこと又は貸付対象事業に係る営業の休止、廃止等を行うことにより、貸付けの目的が達成されることが困難になったとき。

(4) 借入人が貸付対象事業に係る協調融資金融機関等からの借入金の全部又は一部を繰上償還したとき。

(5) 借入人が支払いを停止したとき又は借入人に関して破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てがあったとき。

(6) 借入人が手形交換所の取引停止処分を受けたとき。

(7) 借入人が貸付金の償還を怠ったとき。

(8) 借入人がその他正当な事由なしに資金の貸付けに係る条件に違反したとき又は義務の履行を怠ったとき。

(9) 借入人に関して他の債務のため仮差押、保全差押若しくは差押があったとき又は競売の申立

てがあったとき。

(10) 借入人が解散したとき。

(11) 保証人が第5号、第6号又は前3号に定める事由の一に該当したとき。

(12) 前各号のほか県において債権保全を必要とする相当な事由が生じたとき。

(借入申請)

第14条 地域総合整備資金の貸付けを受けようとする者(以下「申請者」という。)は、借入申込書及び事業計画書に次に掲げる書類を添付して、県に申込みを行わなければならない。

(1) 事業者概要書

(2) 設備の取得等及び当該設備の取得等に伴い必要となる付随費用並びに資金調達に係る計画書

(3) 年度別損益・資金収支計画書

(4) 過去3期分の損益計算書及び貸借対照表

(5) 連帯保証予定者の意見書

(6) その他貸付審査に当たり必要な補足資料

(貸付けの決定)

第15条 県は、地域総合整備資金の貸付決定に当たって、財団の実施する貸付対象事業についての総合的な調査、検討を参考とするものとする。

(貸付決定の通知等)

第16条 県は、地域総合整備資金の貸付けを行うことを決定した申請者に対しては、地域総合整備資金貸付決定通知書を交付し、貸付けを行わないことを決定した申請者に対しては、この旨を通知するものとする。

(事情変更による決定の取消し)

第17条 県は、地域総合整備資金の貸付決定をした場合において、貸付決定を受けた申請者が法令に反する等その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、貸付決定を取り消すことができる。

2 県は、前項の規定により貸付決定を取り消すに当たって、財団の意見を参考とすることとする。

3 前条の規定は、第1項の処分をした場合に準用する。

(事業計画等の変更)

第18条 借入人は、提出済みの事業計画及び資金計画等に変更が生じたときは、県に事業計画等変更承認申請書を提出し、承認を得なければならない。

(貸付契約等)

第19条 借入人は、県と金銭消費貸借契約証書により金銭消費貸借契約を締結しなければならない。この場合において、第10条に規定する保証人は、県に保証書を提出するものとする。

(貸付金の交付等)

第20条 貸付金の交付は、金銭消費貸借契約締結後、一括して県の指定する借入人名義金融機

関口座への振込みの方法により行う。

2 借入人は、貸付金を受領したときは、遅滞なく、領収書を県に提出しなければならない。

(貸付金の管理)

第 21 条 県は、貸付金の使途の確認又は貸付債権の確保を図るため、その償還が完了するまでの間、貸付対象事業の状況、借入人の信用状況等につき必要に応じて調査を行い、借入人に報告を行わせることができる。

(貸付け等に係る事務の委託)

第 22 条 県は、法令に定めるところに従い、地域総合整備資金の貸付けに係る支出事務、徴収事務等を財団に委託するものとする。

(事務委託の手続)

第 23 条 前条に規定する委託に際しては、県は、財団と委託契約を締結する。

(雑則)

第 24 条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

1 この要項は、平成 2 年 5 月 7 日から施行し、平成 2 年 4 月 1 日から適用する。

2 平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までの間は、次の表の左欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 5 条第 4 項	「過疎地	「過疎地域」、	離島振興法(昭和 28 年法律第 72 号)第 2 条第 1 項に規定する	「離島振興対策実施地域」
------------	------	---------	---------------------------------------	--------------

第 5 条第 5 項	「過疎地	「過疎地域」、	「離島振興対策実施地域」
------------	------	---------	--------------

附 則(平成 3 年 5 月 29 日告示第 412 号)

この要項は、公布の日から施行する。

附 則(平成 6 年 6 月 15 日告示第 484 号)

この要項は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 12 年 4 月 7 日告示第 378 号)

1 この要項は、平成 12 年 4 月 7 日から施行し、改正後の熊本県地域総合整備資金貸付要項の規定は、平成 11 年 4 月 1 日から適用する。

2 この要項の適用の日前に貸付けの決定がなされた資金については、なお従前の例による。

3 平成 11 年 4 月 1 日から平成 12 年 3 月 31 日までの間は、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 5 条第 1 項	24 億円	26 億円
	36 億円	40 億円

第 5 条第 4 項 「過疎地 過疎地域」、離島振興法(昭和 28 年法律第 72 号)第 2 条第 1 項に規定する

項	域」	「離島振興対策実施地域」
	24 億円	26 億円
	30 億円	33 億円
	36 億円	40 億円
	45 億円	50 億円

第 5 条第 5 項	24 億円	26 億円
	30 億円	33 億円
	36 億円	40 億円
	45 億円	50 億円

第 5 条第 6 項	24 億円	26 億円
	36 億円	40 億円
	37.5 億円	41 億円
	56 億円	62 億円

附 則(平成 12 年 10 月 13 日告示第 822 号)

- 1 この要項は、告示の日から施行し、平成 12 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 熊本県地域総合整備資金貸付要項(平成元年熊本県告示第 757 号の 2)は、廃止する。
- 3 この要項の適用の日前に貸付決定がなされた資金については、なお従前の例による。
- 4 平成 11 年 4 月 1 日から平成 13 年 3 月 31 日までの間は、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 5 条第 1 項	24 億円	26 億円
	36 億円	40 億円

第 5 条第 4 項 過疎地 過疎地域」又は離島振興法(昭和 28 年法律第 72 号)第 2 条第 1 項に規定する「離島振興対策実施地域」

第 5 条第 4 項	24 億円	26 億円
	30 億円	33 億円
	36 億円	40 億円
	45 億円	50 億円

第 5 条第 5 項	24 億円	26 億円
	30 億円	33 億円

	36 億円	40 億円
	45 億円	50 億円
第 5 条第 6 項	24 億円	26 億円
	37.5 億円	41 億円
	36 億円	40 億円
	56 億円	62 億円
第 23 条	24 億円	26 億円
	30 億円	33 億円
	36 億円	40 億円
	45 億円	50 億円

附 則(平成 13 年 11 月 21 日告示第 879 号)

- 1 この要項は、告示の日から施行し、平成 13 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 この要項の適用の日前に貸付決定がなされた資金については、なお従前の例による。

附 則(平成 14 年 7 月 17 日告示第 572 号)

- 1 この要項は、告示の日から施行し、平成 14 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 この要項の適用の日前に貸付決定がなされた資金については、なお従前の例による。
- 3 平成 13 年 11 月 21 日付け熊本県告示第 879 号(熊本県地域総合整備資金貸付要項の一部を改正する要項)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(平成 15 年 7 月 14 日告示第 763 号)

- 1 この要項は、告示の日から施行し、平成 15 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 この要項の適用の日前に貸付決定がなされた資金については、なお従前の例による。

附 則(平成 16 年 4 月 16 日告示第 416 号)

- 1 この要項は、告示の日から施行し、平成 16 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 この要項の適用の日前に貸付決定がなされた資金については、なお従前の例による。

附 則(平成 17 年 5 月 2 日告示第 555 号)

- 1 この要項は、告示の日から施行し、平成 17 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 この要項の適用の日前に貸付決定がなされた資金については、なお従前の例による。

附 則(平成 20 年 6 月 18 日告示第 585 号)

- 1 この要項は、告示の日から施行し、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 この要項の適用の日前に貸付決定がなされた資金については、なお従前の例による。

附 則(平成 21 年 7 月 7 日告示第 648 号)

- 1 この要項は、告示の日から施行し、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

2 この要項の適用の日前に貸付決定がなされた資金については、なお従前の例による。

附 則(平成 22 年 8 月 31 日告示第 846 号)

この要項は、告示の日から施行し、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 23 年 7 月 29 日告示第 750 号)

この要項は、告示の日から施行し、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 24 年 6 月 15 日告示第 791 号)

この要項は、告示の日から施行し、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。